近畿農政局地方参事官室(京都府担当)からのメール情報 第 97 号 2020.5.14

各位

近畿農政局地方参事官室(京都府担当)

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

~~今回お知らせする情報~~

- 新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的な ガイドラインが更新されました
- 持続化給付金(農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象となります) について
- 雇用調整補助金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)について
- 小学校休業等対応助成金の対象期間の延長について
- 農業者と農林水産省をつなぐ新しいコニュニケーションツール「MAFFアプリ(マフアプリ)」の提供開始のお知らせ
- 〇 令和2年度世界農業遺産·日本農業遺産の認定等に関する募集期間の 延長について
- 公道走行ガイドブックをアップデートしました

	╚┩	
,	╚	
	╛╚	
	Ш	
	ш	
	Ш	

○ 新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的な ガイドラインが更新されました

農林水産物の安定供給という目的のため、生産現場での対応にご尽力いた だきありがとうございます。

生産現場での取り組みについては、施設の換気や消毒液の使用など、様々な予防策の徹底が図られていることと思います。引き続きの取り組みをよ ろしくお願いします。

農林水産省では、新型コロナウイルス感染者発生時における生産者や食品 事業者の対応をまとめましたガイドラインを更新しましたので、参考に対 応していただきますようお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的な ガイドライン」は 以下の URL からご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n coronavirus/ncv guideline.html

【お問合わせ先】

大臣官房文書課災害総合対策室 代表:03-3502-8111(内線 5133) ダイヤルイン:03-6744-2142 FAX 番号:03-6744-7158

○ 持続化給付金(農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象となります)

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっています。

政府は、感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を創設しました。

持続化給付金は、業種横断的に、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度です(大企業は対象外です。)

※ 詳細については、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit.html

【お問合わせ先】

(農業者の方)

経営局経営政策課

担当者:川合、御村、足利、高橋 代表:03-3502-8111(内線 5151) ダイヤルイン:03-6744-0575 FAX 番号:03-3502-6007

(林業者の方)

林野庁経営課

担当者: 五味、飛鳥井

代表:03-3502-8111(内線 6081) ダイヤルイン:03-6744-2286 FAX 番号:03-3502-1649

(漁業者の方)

水産庁水産経営課

担当者:岩崎、伊藤、高安、稲葉 代表:03-3502-8111(内線 6590) ダイヤルイン:03-6744-2345 FAX 番号:03-3591-1180

○ 雇用調整補助金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。 休業等により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります。

- ・助成対象者 令和2年4月1日~令和2年6月30日(緊急対応期間)に 新型コロナウイルス感染症の影響により労働者に対して休業を実施した事 業主
- ・雇用保険又は労働者災害補償保険に加入している方は、「最寄りの労働 局又はハローワークにお問い合わせください。
- ・雇用保険及び労働災害補償保険に加入していない暫定任意適用事業の事業主の方は、本制度の申請書類に農林水産省が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」を添付して「最寄りの労働局又はハローワーク」に申請

してください。

※ 詳細については、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html

【お問合わせ先】

経営局就農・女性課担当者:齊藤、福島博志、池田代表:03-3502-8111(内線 5203) ダイヤルイン:03-6744-2162

○ 学校休業等対応助成金の対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症により小学校等が休校となった保護者(労働者) に対し、有給の休暇を取得させた事業主に助成金が支給され、農業経営者 の皆様も対象となります。

- ・対象となる休暇取得の期間 令和2年2月27日~6月30日
- ・雇用保険又は労働災害補償保険に加入している方は、「学校等休業助成金・支援金受付センター」に直接申請してください。
- ・雇用保険及び労働災害補償保険に加入していない暫定任意適用事業の事業主の方は、本制度の申請書類に農林水産省が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」を添付して「学校等休業助成金・支援金受付センター」に申請してください。
- ※ 助成対象者や手続き等についての詳細は以下 URL をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/syougakkoukyuukou.html

【お問合わせ先】

経営局就農・女性課

担当者:齊藤、福島博志、池田 代表:03-3502-8111(内線 5203) ダイヤルイン:03-6744-2162

○ 農業者と農林水産省をつなぐ新しいコニュニケーションツール「MAFFアプリ(マフアプリ)」の提供開始のお知らせ

農林水産省は、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして開発した「MAFF アプリ(マフアプリ)」(スマートフォン用アプリケーション)について、2020年5月1日(金曜日)より提供開始します。今後、MAFF アプリを通じ、農業に役立つ政策情報等がお手元に直接届くようになるとともに、現場の声を農林水産省に直接届けていただけるようになります。

※ 詳細については、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html

【お問合せ先】

大臣官房政策課

担当者:近藤、葛井、伊賀、早瀬

代表:03-3502-8111

ダイヤルイン:03-3502-6565(内線 3087、3088)

FAX 番号:03-3508-4080

〇 令和2年度世界農業遺産·日本農業遺産の認定等に関する募集期間の 延長について

農林水産省は、令和2年1月21日から「令和2年度世界農業遺産・日本農業遺産の認定等に関する募集」をしているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組状況に鑑み、申請書類作成の期間を確保するために、募集締切日を、令和2年6月10日(水曜日)から同年7月29日(水曜日)に延長いたします。

※ 詳細について、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/200512.html

【お問合せ先】

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室

担当者:大曲、吉村

代表:03-3502-8111(内線 5621) ダイヤルイン:03-6744-0250 FAX 番号:03-3502-7587

○ 公道走行ガイドブックをアップデートしました

ロータリー等の直装型作業機を装着したトラクターが公道走行するために必要な対応について、農林水産省 HP 上でパンフレット等を公開していたところですが、今般、けん引タイプの作業機を装着した状態での公道走行についての内容も盛り込んで、アップデートし、公開しておりますのでお知らせします。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s kikaika/kodosoko.html

【お問い合わせ先】

生産局技術普及課生産資材対策室 担当者:機械安全対策班 代表:03-3502-8111(内線 4774) ダイヤルイン:03-6744-2111

FAX 番号:03-3597-0142

メール情報の配信停止・配信先変更ご希望の方は、その旨を記載し、 このメールに返信願います。

近畿農政局 地方参事官室(京都府担当)

T602-8054

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-414-9015 FAX: 075-414-9057

E-MAIL: kinki sanjikan kyoto@maff.go.jp
